

総 行 市 9 3 号  
平成 2 2 年 3 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総務省自治行政局長

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う住民基本台帳法等の一部改正について

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成 2 2 年法律第 1 9 号）及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成 2 2 年政令第 7 5 号）が平成 2 2 年 3 月 3 1 日に公布され、これにより、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）の一部が改正されたところです。

今回の住民基本台帳法及び同法施行令の一部改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行されることとなりますが、貴職におかれては、下記第 1 の事項に御留意の上、貴都道府県内市区町村に周知くださるようお願いいたします。

また、今回の住民基本台帳法及び同法施行令の一部改正に伴い、住民基本台帳事務処理要領（昭和 4 2 年自治振第 1 5 0 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部についても、下記第 2 のとおり改正することとしましたので、貴都道府県内市区町村に周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第 1 改正事項等

1 平成 2 2 年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例として、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間における住民票の記載事項等については、「児童手当」とあるのを「子ども手当」と読み替える等所要の読替えを定めたこと。（改正後の住民基本台帳法附則第 8 条、改正後の住民基本台帳法施行令附則第 7 条関係）

2 住民票、転出証明書、各種届出書又は通知における児童手当の欄については、子ども手当の欄に変更すること。

なお、第 1 の 1 の読替えは平成 2 2 年度における特例であることにかんがみ、平成 2 2 年度においては、コンピュータ等により当該欄に「児童手当」と出力される場合であっても、「児童手当」という表記を「子ども手当」という表記に訂正し訂正印を押す等適宜の方法により、システム改修を行うことなく児童手当の欄を子ども手当の

欄として利用して差し支えないこと。

第2 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

- 1 住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。
- 2 この通知は、平成22年4月1日から実施する。

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行	改正案
<p>住民基本台帳事務処理要領 【目次】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1 住民票</p> <p>(1) 様式及び規格</p> <p>ア 住民票(法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製される住民票を除く。以下このア及びイにおいて同じ。)の様式は、法定されていないから、市町村において住民の利便を考慮し、簡明かつ平易な様式について創意工夫されたい。なお、住民票は、原則として、個人又は世帯につき一葉とされることが望ましいが、法第7条第1号から第8号まで及び第13号に規定する事項(以下「基本事項」という。)と同条第9号から第11号の2までに規定する事項(以下「個別事項」という。)とをそれぞれ別葉にする等複葉とすることも、それが統合管理されているものである限り、差し支えないものであること。</p> <p>参考までに、基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、おおむね、次のとおりである。</p>	<p>住民基本台帳事務処理要領 【目次】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1 住民票</p> <p>(1) 様式及び規格</p> <p>ア 住民票(法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製される住民票を除く。以下このア及びイにおいて同じ。)の様式は、法定されていないから、市町村において住民の利便を考慮し、簡明かつ平易な様式について創意工夫されたい。なお、住民票は、原則として、個人又は世帯につき一葉とされることが望ましいが、法第7条第1号から第8号まで及び第13号に規定する事項(以下「基本事項」という。)と同条第9号から第11号の2までに規定する事項(以下「個別事項」という。)とをそれぞれ別葉にする等複葉とすることも、それが統合管理されているものである限り、差し支えないものであること。</p> <p>参考までに、基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、おおむね、次のとおりである。</p>

住 民 票

氏名	姓		明大 昭平		性別	出生年月日	出生地	住民票コード	備考
	名		年月日生						
住所	住居となつた年月日		明大 昭平		出生年月日	出生地	住民票コード	備考	
	遷居年月日		昭平 昭平						
本籍	本籍地		昭平 昭平		備考				
	備考		昭平 昭平						
居住所	備考		昭平 昭平		備考				
転出	転出年月日		昭平 昭平		備考				

国民健康保険

記号	番号	
資格取得	資格喪失	
昭平 昭平	昭平 昭平	
昭平 昭平	昭平 昭平	
昭平 昭平	昭平 昭平	
この健康保険者又は被扶養者の別	当該年月日	存続前年月
昭平 昭平	昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平	昭平 昭平
備考		

後期高齢者医療

記号	番号
資格取得	資格喪失
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
備考	

選挙人名簿

記号	番号
選挙区	選挙区
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
備考	

国民年金

記号	番号
資格取得・課別変更	
昭平 昭平	昭平 昭平
備考	

介護保険

記号	番号
資格取得	資格喪失
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
備考	

住 民 票

氏名	姓		明大 昭平		性別	出生年月日	出生地	住民票コード	備考
	名		年月日生						
住所	住居となつた年月日		明大 昭平		出生年月日	出生地	住民票コード	備考	
	遷居年月日		昭平 昭平						
本籍	本籍地		昭平 昭平		備考				
	備考		昭平 昭平						
居住所	備考		昭平 昭平		備考				
転出	転出年月日		昭平 昭平		備考				

国民健康保険

記号	番号	
資格取得	資格喪失	
昭平 昭平	昭平 昭平	
昭平 昭平	昭平 昭平	
昭平 昭平	昭平 昭平	
この健康保険者又は被扶養者の別	当該年月日	存続前年月
昭平 昭平	昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平	昭平 昭平
備考		

後期高齢者医療

記号	番号
資格取得	資格喪失
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
備考	

選挙人名簿

記号	番号
選挙区	選挙区
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
備考	

国民年金

記号	番号
資格取得・課別変更	
昭平 昭平	昭平 昭平
備考	

介護保険

記号	番号
資格取得	資格喪失
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
昭平 昭平	昭平 昭平
備考	



イ～エ (略)

(2) 記載事項 (法第7条)

ア～ソ (略)

タ 児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項 (第11号の2)

児童手当の支給が始まり、または終わった年月を記載する。

チ・ツ (略)

2 住民票の記載等の手続

(1) (略)

(2) 職権に基づく処理 (令第12条第2項)

ア～カ

キ 児童手当法 (昭和46年法律第73号) 第7条の規定による認定をしたとき、または児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき

児童手当の支給を受けている者について、児童手当の支給が始まり、または終わった年月を記載する。

ク・ケ (略)

(3)～(5) (略)

3～5 (略)

第3 (略)

第4 届出

1 届出書の様式及び規格

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。(次頁)

イ～エ (略)

(2) 記載事項 (法第7条)

ア～ソ (略)

タ 児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項 (平成22年度においては、子ども手当の支給を受けている者の資格に関する事項) (第11号の2、法附則第8条)

児童手当の支給が始まり、または終わった年月を記載する。

平成22年度においては、子ども手当の支給が始まり、又は終わった年月を記載する。

チ・ツ (略)

2 住民票の記載等の手続

(1) (略)

(2) 職権に基づく処理 (令第12条第2項、令附則第7条)

ア～カ

キ 児童手当法 (昭和46年法律第73号) 第7条の規定による認定をしたとき、または児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。 (平成22年度においては、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律 (平成22年法律第 号) 第6条の規定による認定をしたとき又は子ども手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき)

児童手当の支給を受けている者について、児童手当の支給が始まり、または終わった年月を記載する。

平成22年度においては、子ども手当の支給を受けている者について、子ども手当の支給が始まり、又は終わった年月日を記載する。

ク・ケ (略)

(3)～(5) (略)

3～5 (略)

第3 (略)

第4 届出

1 届出書の様式及び規格

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。(次頁)

〇〇市(町村)長 殿

住民異動届

世帯番号 戸 番

届出年月日 平成 年 月 日
住所 〇〇市(町村) 〇〇番地 〇〇

※ 届出をされる者本人による署名の場合、押印は、必要ありません。

1 転入 2 転出 3 転居 4 付記転出 5 世帯変更
6 世帯分離

届出年月日 平成 年 月 日
異動事由

住所 新 田

Table with columns: 申込者名, 生年月日, 性別, 続柄, 住民票コード, 住民基本台帳入力, 選挙区, 国民年金番号, 国民資格, 介護資格, 世帯主, 届出年月日, 届出項目, 届出内容, 届出場所, 届出年月日, 届出項目, 届出内容, 届出場所

※ コードは転入時のみ記載してください(住民基本台帳のみ記載は必ずしもありません。)

(事務処理記載欄)

〇〇市(町村)長 殿

住民異動届

世帯番号 戸 番

届出年月日 平成 年 月 日
住所 〇〇市(町村) 〇〇番地 〇〇

※ 届出をされる者本人による署名の場合、押印は、必要ありません。

Table with columns: 届出年月日, 届出事由, 1 転入, 2 転出, 3 転居, 4 付記転出, 5 世帯変更, 6 世帯分離, 住所, 申込者名, 生年月日, 性別, 続柄, 住民票コード, 住民基本台帳入力, 選挙区, 国民年金番号, 国民資格, 介護資格, 世帯主, 届出年月日, 届出項目, 届出内容, 届出場所, 届出年月日, 届出項目, 届出内容, 届出場所

※ コードは転入時のみ記載してください(住民基本台帳のみ記載は必ずしもありません。)

(事務処理記載欄)

2～4 (略)  
第5 (略)  
第6 その他  
1 通知  
ア～ク (略)  
ケ 転出証明書情報通知  
転出地市町村長は、転入地市町村長に付記転出届をした者に係る  
次の事項を通知する(令第24条の4、規則第7条)。  
  
(ア)～(ク) (略)  
(ケ) 児童手当の支給を受けている旨  
  
(コ) (略)  
コ～タ (略)  
2～10 (略)  
第7 法施行に伴う経過措置

2～4 (略)  
第5 (略)  
第6 その他  
1 通知  
ア～ク (略)  
ケ 転出証明書情報通知  
転出地市町村長は、転入地市町村長に付記転出届をした者に係る  
次の事項を通知する(令第24条の4、令附則第7条、規則第7条  
)  
(ア)～(ク) (略)  
(ケ) 児童手当の支給を受けている旨(平成22年度においては、子ども手当の支給を受けている旨)  
(コ) (略)  
コ～タ (略)  
2～10 (略)  
第7 法施行に伴う経過措置